

# 建築物設計指針

平成19年度版

宮崎県 県土整備部 営繕課

## 第1章 総則

### 1.1 目的

本指針は、県有施設の建築及び建築設備の設計において、基本的な考え方や技術上の留意事項を定め県有施設に求められる整備水準の確保を図ることにより、県民の共有財産としてふさわしい県有施設を整備し、もって県民が快適な環境を享受することができ、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 1.2 適用範囲

本指針は、建築物及びその附帯施設の建築設計及び外部環境設計を対象とする。

## 第2章 基本方針

### 2.1 基本理念

- (1) 県有施設は、県民の共有財産として、親しみやすく、便利でかつ安全なものとする。さらに、施設の用途や地域に応じた多様性及び柔軟性の高いものであるとともに、良好で健全な環境の形成や文化の創造に寄与するものとする。
- (2) 県有施設は、高齢者、障がい者等への配慮、地球環境の保全などの、時代とともに変化する多様な県民ニーズやその時代の課題に的確に対応し、それぞれの行政機能を十分に発揮できるものとする。
- (3) 県有施設は、経済的合理性を十分考慮し、ライフサイクルコストの適正化等の総合的なコスト縮減に努めるとともに、既存ストックの有効活用や建物の長寿命化等を図り、良質なストックとなる建物とする。

## 2. 2 基本方針

### 2.2.1 地域性に対する配慮

施設の用途、規模、立地条件等を十分把握し、次の事項について、特に配慮する。

- (1) 快適で文化的な環境づくりに努めるとともに、その快適性が恒久的となるよう、維持管理の容易さ、使いやすさに配慮する。
- (2) 地域の歴史的、文化的環境及び自然環境との結びつきを十分考慮し、周辺環境との調和を図る。
- (3) 利用者の利便性を考慮し、外部空間に公共性を持たせる。

### 2.2.2 敷地の有効活用

敷地の有効利用を図りつつ、施設の用途に応じた適切な広さの駐車スペース及び緑化スペースの確保に努める。また、必要に応じ、将来の増築スペース等について配慮する。

### 2.2.3 地域の気候特性への配慮

敷地周辺の状況等を十分把握し、台風時等の暴風雨、積雪、凍害、塩害等に対する耐久性・安全性・防水性の確保を図るとともに、洪水時の浸水対策に配慮する。

### 2.2.4 構造安全性の確保

施設の有する機能、被害を受けた場合の社会的影響及び地域条件を考慮し、構造体、非構造部材、建築設備等について、施設が持つべき構造安全性の確保を図る。

### 2.2.5 火災に対する安全性の確保

火災に対して、人命に加え、財産・情報の安全のため、耐火、初期火災の拡大防止及び火災時の避難安全性の確保を図る。

### 2.2.6 良好な室内環境の確保

来庁者の利便、職員の健康の維持及び公務の能率の向上が図られるよう、平面計画並びに照明、衛生、空気調和設備等の仕様、配置、操作性を適切なものとし、良好な室内環境の確保を図る。

### 2.2.7 保全及び修繕等に対する配慮

施設の性能及び機能を確保するため、使用目的に適合させるように行う点検、清掃、

運転、保安、保守、修繕等の利便性に配慮する。

特に、軽微な部材や部品交換等の日常の保守において、コスト及び手間がかからないようにする。

#### 2.2.8 将来の改修等に対する配慮

時代とともに変化する行政需要に柔軟に対応するため、多様な利用形態や施設に要求される機能の変更を考慮し、適切なフレキシビリティを確保する。

また、建築設備機器等について、耐用年数経過による機器等の取替更新を前提とした計画とし、更新が経済的で容易に行えるようにする。

#### 2.2.9 ユニバーサルデザインへの配慮

高齢者、障がい者等を含む全ての人が、できる限り同じように利用することができるよう配慮する。

#### 2.2.10 高度情報化への配慮

高度情報化に伴うOA化及びネットワーク化に支障のないよう配慮し、情報等に対する安全を確保するとともに、将来計画についても十分配慮する。

#### 2.2.11 コストに対する配慮

施設の躯体、仕上げ、設備、外構等について、経済的合理性を十分考慮し、インシヤルコストの縮減を図るとともに、ランニングコスト等の間接的なコストについても縮減に努め、ライフサイクルコストの適正化等の総合的なコスト縮減について配慮する。

#### 2.2.12 既製品の活用

使用する材料については、その品質、性能、工法、価格、市場性等を調査のうえ、できる限り汎用品、規格品等とし、既製品を活用する。

#### 2.2.13 省エネルギーに対する配慮

敷地条件、施設の用途、規模等の建物のエネルギー負荷特性を総合的に判断し、建物の外壁等からの熱の損失防止及び空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用に配慮し、建物に係るエネルギー使用の合理化を図る。

#### 2.2.14 建設副産物等への配慮

建設副産物の発生量の抑制及び再生資源の利用促進に努め、環境負荷の低減に配慮する。

#### 2.2.15 室内環境汚染への配慮

建材等の適切な選定により、揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）等の空気汚染物質の発生抑制に配慮する。

#### 2.2.16 県産材利活用の促進

地域の特性を考慮し、県産木材の利活用を図るとともに、その他の県産資材についても利活用の促進に配慮する。

#### 2.2.17 建築設計と建築設備設計の連携

建築設計と建築設備設計が十分連携し、施設の用途に応じて必要な設備関係諸室を適切に配置するとともに、施設又は室の用途に応じて、使いやすい機器の設置位置や形状等に配慮する。

## 第3章 設 計

### 3.1 基本設計・実施設計

基本設計及び実施設計にあたっては、宮崎県建築工事設計要領書（建築工事編）・宮崎県建築工事設計要領書（電気設備工事編）・宮崎県建築工事設計要領書（機械設備工事編）によるものとする。

#### 附則

- 1 この指針は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この指針は、必要に応じて見直しを行うものとする。